

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
1	1	1	(2)						用語の定義	管きよの長寿命化対策は、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」では、「既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること」としている。一方要求水準書では、「管きよの一部を取り替えること」となっており、内容が異なっています。要求水準書に従うと、交付金対象から除外される可能性があります。用語の定義に間違いはないでしょうか。	「既存の設備及び管きよの一部を取り換えること」を「既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること」に修正する。実施方針(案)p.3の用語の定義及びp.37の別紙1を修正する。		
2	1	1	(2)						用語の定義	本文中には、経営、増築、改築、維持管理と并列に各種計画支援がありますが、この表中にないのはなぜでしょうか。	用語の定義では、用語として混同しやすいものを定義している。「各種計画支援」は混同する内容がないものと考えているため、用語の定義からは省略している。		
3	3	1	(3)	エ			c		管路施設	ここに示されている管きよ延長は、現況の整備済み延長でしょうか。	お見込みのとおり。		
4	3	1	(3)	カ					事業の範囲	ここで記載の”委託禁止業務として定められた業務”について、具体的な業務内容をご教示ください。	運営権者として主体的に行わなければならない経営等に関する一部の業務は委託禁止業務とし、事実行為に関する設計・施工・維持管理等の業務は含めない予定である。なお、詳細は募集要項等の公表時に提示する予定である。		
5	3	1	(3)	カ					事業の範囲	実施契約に受託禁止業務として定められた業務を除いたものについては再委託できる旨の記載がありますが、再委託先は代表企業、構成企業及び協力企業に限られるという理解で宜しいでしょうか。	委託とは、運営権者から代表企業、構成企業及び協力企業に対して実施されるものである。再委託とは、代表企業、構成企業及び協力企業から、第三者等に対して実施されるものである。委託及び再委託の内容が混在した表記となっており、要求水準書(案)を修正する。		
6	3	3	(3)	カ					事業の範囲	「各業務の内容及び要求水準の詳細は、今後公表する要求水準書(案)において示す。」となっておりますが、令和2年10月公表の要求水準書(案)では、十分に詳細は明らかになっていないということでしょうか。もし明らかになっていないとするならば、どの程度の変更が今後ありうのでしょうか。	「各業務の内容及び要求水準の詳細は、今後公表する要求水準書(案)において示す」を削除する。なお、コンセッション事業の範囲については、大きな変更は予定していない。		
7	4	1	(3)	カ	(7)		a		経営に関する業務	利用料金の「收受」とありますが、料金徴収も業務内容に含まれるのでしょうか。	料金收受業務も業務内容に含まれる。ただし、実施方針p.10 エ及びカに記載されているとおり、運営権者は、市と料金収受代行業務委託契約を締結する。		
8	6	1	(3)	カ					表1-3本事業に係る権限の貴族費用負担	表1-3の表中、「各種計画支援に関する業務負担」となっていますが、「業務費負担」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。要求水準書(案)を修正する。		
9	6	1	(3)	キ					対象工種 表1-4の処理場・ポンプ場の表	土木の改築業務で防食が対象業務となっておりますが、具体的には、どの部分の防食が対象業務なのでしょうか。	東部浄化センター(管理本館、汚泥処理棟、1系・2系水処理施設)、金田中継センター(ポンプ棟)である。		
10	6	1	(3)	キ					対象工種 表1-4の管路施設の表	管路施設の表で、建築及び建築付帯設備の欄が、「×」となっておりますが、この意味は、対象施設がないという意味でしょうか。それとも、対象施設はあるが対象業務はない、という意味でしょうか。	対象施設がないということである。		
11	6	1	(3)	キ					対象工種 表1-4の管路施設の表	土木の維持管理、改築業務で防食が対象業務となっておりますが、具体的には、どの部分の防食が対象業務なのでしょうか。同様に、延伸業務の防食とは、具体的にどのような作業を指しているのでしょうか。	後日回答する。	管路施設における防食とは、圧送管口のマンホール及びポンプ室を想定しているが、その他腐食の恐れが多いと判断できる箇所も対象となる。延伸業務の防食とは、上記箇所における延伸が発生した場合にコンクリート部分を対象として実施する。	
12	6	1	(3)	キ					対象工種	表1-4の処理場・ポンプ場の土木の項目は「躯体」と「防食」のみですが、場内整備(場内道路、門・柵・塀、排水施設等)は、対象外でしょうか。	後日回答する。	処理場の場内整備(場内道路、排水施設等)は対象内である。	
13	6	1	(3)	キ					対象工種	表1-4の処理場・ポンプ場の土木の項目は「躯体」と「防食」のみですが、手摺・グレーチング・蓋類は、対象外との理解でよろしいでしょうか。	後日回答する。	手摺、グレーチング、蓋類を含めて対象とする。	

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
14	6	1	(3)	キ					対象工種	表1-4の処理場・ポンプ場の建築に「仕上防食」とありますが、防食は防水の間違いでよろしいでしょうか。	後日回答する。	処理場・ポンプ場の土木・建築については、「躯体・防食／仕上防食」をあらため、「躯体・躯体以外」として表1-4を修正する。	
15	6	1	(3)	キ					対象工種	表1-4の処理場・ポンプ場の建築に「仕上防食」とありますが、建具や金属物はこれに含まれているのでしょうか。	後日回答する。	処理場・ポンプ場の土木・建築については、「躯体・防食／仕上防食」をあらため、「躯体・躯体以外」として表1-4を修正する。建具、金属物は、表1-4の「建築附帯設備」の対象物に含まれる。	
16	6	1	(3)	キ					対象工種	表1-4の処理場・ポンプ場の土木に「防食」とありますが、防食環境上にある簡易覆蓋もこれに含まれるのでしょうか。	後日回答する。	処理場・ポンプ場の土木・建築については、「躯体・防食／仕上防食」をあらため、「躯体・躯体以外」として表1-4を修正する。簡易覆蓋は躯体以外に含まれる。	
17	6	1	(3)	キ					対象工種	表1-4の処理場・ポンプ場の建築付帯設備は、「建築機械設備」および「建築電気設備」のことでよろしいでしょうか。	後日回答する。	「建築附帯」の対象物は、「土木」「建築」の対象物である処理水槽、簡易覆蓋、建物、外壁、屋根以外であり、「建築機械設備」「建築電気設備」や「建具、金属物」を含んでいる。	
18	6	1	(3)	キ					対象工種	処理場・ポンプ場改築業務で対象工種となる土木防食について、具体的な範囲をご教示ください。(土木躯体水槽ライニングをお考えでしょうか?)	東部浄化センター(管理本館、汚泥処理棟、1系・2系水処理施設)、金田中継センター(ポンプ棟)である。		
19	6	1	(3)	キ					対象工種	処理場・ポンプ場改築業務で対象工種となる建築仕上防食について、具体的な範囲をご教示ください。(屋上防水シートをお考えでしょうか?)	後日回答する。	屋根防水等を想定している。	
20	6	1	(3)	キ					対象工種	管路施設における維持管理業務・改築業務・延伸業務で対象工種となる機械・電気設備について、具体的な範囲をご教示ください。(マンホールポンプ設備をお考えでしょうか?)	後日回答する。	マンホールポンプ設備を想定している。	
21	6	1	(3)						表1-4 対象施設の工種区分と事業費 について	【処理場・ポンプ場】 土木及び建築の維持管理業務について、運営権者の所掌となっておりませんが、本項目の事業費は過去の実績実績に基づいた事業費算定をおこなう予定であるかご教示ください。実施実績や事業費算定の目安が無い場合、運営権者は本項目について費用を算定することが非常に困難(水槽内部状況を詳細に確認することは事実上不可能であるため)であることを申し添えます。	過去の実績実績に基づき算定している。		
22	6	1	(3)						表1-4 対象施設の工種区分と事業費 について	【管路施設】 土木の維持管理業務について、運営権者の所掌となっておりますが、本項目の事業費は過去の実績実績に基づいた事業費算定をおこなう予定であるかご教示ください。実施実績や事業費算定の目安が無い場合、運営権者は本項目について費用を算定することが非常に困難(管路内部状況を詳細に確認することは事実上不可能であるため)であることを申し添えます。	ストックマネジメント計画における点検・調査については、市での実績が少ないため、積算基準等に基づき算定している。それ以外の突発的対応等は、過去の実績実績に基づき算定している。		
23	6	1	(3)						表1-4 対象施設の工種区分と事業費 について	【処理場・ポンプ場】 改築業務については、土木、建築、建築付帯設備、機械設備、電気設備のそれぞれで事業費の上限額が今後示されるとの理解でよろしいでしょうか。	対象施設に係る土木、建築、建築付帯設備、機械設備、電気設備費用を合計した総額の上限額を示す予定である。		
24	6	1	(3)						表1-4 対象施設の工種区分と事業費 について	【管路施設】 改築業務及び延伸業務については、土木、機械設備、電気設備のそれぞれで事業費の上限額が今後示されるとの理解でよろしいでしょうか。	対象施設に係る土木、建築、建築付帯設備、機械設備、電気設備費用を合計した総額の上限額を示す予定である。		
25	7	2	(1)	ア					全体事業計画書に関する事項	増築は、要望を受けて実施するものでありますので、計画を作成する必要はないということでしょうか。	増築の事実が判明した時点で計画に反映を行うことを想定している。		
26	7	2	(1)	イ					短期事業計画書に関する事項	5年ごとに計画書を作成することとなっておりますが、これは、R5～R9年度、R10～R14年度、R15～R19年度、R20～R24年度の5年ごとに作成すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。		

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
27	7	2	(1)	イ					短期事業計画書に関する事項	改築の項で、「改築計画及び工事計画書の概要の取りまとめ」を行うこととなっておりますが、改築計画については、市が策定済みの改築計画を、R5～R9、R10～R14、R15～R19、R20～R24の5年ごとに組み替えて概要取りまとめとする、という理解でよろしいでしょうか。	短期事業計画はストックマネジメント計画と密接な関係のある計画のため、組み替えて概要を取りまとめることではない。		
28	7	2	(1)						事業計画書の作成	事業計画書は主たる事業を対象としたものあるいは附帯提案事業及び任意事業も対象に含めたものどちらでしょうか。	主たる事業、附帯提案事業及び任意事業を含めたものである。		
29	8	2	(1)	ウ					※	管路の増築の要望は、三浦市からのものを対象とし、住民からの直接の要望は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	住民からの直接の要望に基づき運営権者が増築を行うものではなく、住民からの要望の情報を受け、市が経済的合理性及び社会的公共の利益を判断し、増築を運営権者に指示するものである。		
30	8	2	(1)						※なお、…	「なお、管路の増築については、……上記各計画へ反映させること。」となっておりますが、上記計画とは、全体、短期、単年度のどの計画を指すのでしょうか。又は、経営、改築、維持管理のどの区分の計画を指すのでしょうか。	全体、短期、単年度の各事業計画に係るものだが、増築については要望に基づくことから、長期見通しが立たない場合も想定される。この場合においては、記載可能な範囲で作成し、増築の事実が判明した時点で計画に反映することとする。区分については、適切な箇所に反映すること。		
31	8	2	(1)						管路増築の各種計画への反映	管路増築については、要望を受け実施する事から、要望があるまで対応できないと理解しております。※印の文章については、仮に市民から管路増築の要望があった際に対応する計画を、事業計画書に盛り込むとの理解でよろしいのでしょうか？	お見込みのとおり。なお、住民からの直接の要望に基づき運営権者が増築を行うものではなく、住民からの要望の情報を受け、市が経済的合理性及び社会的公共の利益を判断し、増築を運営権者に指示するものである。		
32	9	2	(2)	(ウ)		g			エネルギー管理、環境保全への対応	処理場、ポンプ場、管路施設の改築業務において、「エネルギー管理、環境保全への対応」とは、具体的にどのようなことを要求しているのでしょうか。	一般的なエネルギー管理及び環境保全対策又は新たな手法・対策を求めるものである。		
33	9	2	(2)	(オ)		g			エネルギー管理、環境保全への対応	管路施設の増築業務において、「エネルギー管理、環境保全への対応」とは、具体的にどのようなことを要求しているのでしょうか。	一般的なエネルギー管理及び環境保全対策又は新たな手法・対策を求めるものである。		
34	9	2	(3)	イ					委託に関する運営権者の裁量について	委託先の選定に関して「競争入札参加資格者名簿」に当該事業年度に登録されているとお示しされていますが、これは絶対でしょうかそれとも次文と同様に優先的でしょうか。	運営権者から直接の委託を受けるもの(代表企業、構成企業及び協力企業)については、「競争入札参加資格者名簿」に登録されていることが必須である。表記については、誤解を招く表現であることから要求水準書(案)を修正する。		
35	9	2	(3)	イ					委託に関する要求	「地元企業の有効活用を図ること」とありますが、「地元企業」の定義をご教示願います。	三浦市内に本店を有するものを指し、工事、物品調達・業務委託においては、「競争入札参加資格者名簿」に登録されていること(対象額未達の調達等を除く)である。		
36	9	2	(3)	イ					委託に関する要求	「地域実情を踏まえた事業実施に伴うリスク」に関し、現時点で懸念されるリスクがあればご教示ください。	地域交通、災害等の諸事情に伴う資機材輸送の停滞といった不測の事態に対応するため、調達先を画一的なものとするのではなく、調達先や支援体制を分散化することにより回避し得るリスクを想定している。		
37	9	2	(3)	イ					地元企業の有効活用	土建・管路等の維持管理・改築には、毎年多工種少額の工事が予測されます。地元企業の活用を行いながら、責任施工で、かつ国庫交付金に適合するような歩掛り、設計書、見積書等の会計検査に必要な資料作成に協力する方法として、オープンブック型のCM方式(コストオンフィー)の採用が有利得ますが、そのフィーの部分を交付金予算に計上することは可能ですか？	後日回答する。	現時点では、「国土交通省CM方式活用ガイドライン」に示されているCM方式(コストオンフィー)の適用を想定していない。	
	26	6	(3)	オ	(7)	a			責任施工	または、CM方式採用によるコスト削減分を、フィーの部分に充当することは可能ですか？			
	6	(4)							その他				
38	11	2	(4)						財務に関する要求	今回の事業における財源は、すべて下水道使用料と考えてよろしいでしょうか(一般会計の繰入金はありませんか)。貴市において予決管理や資産の管理を目的として、運営権者が使用した事業費について、どの程度の仕分けが必要となるでしょうか(どのように償却資産を管理されているかにもよると考えられます)。	(個別対話で回答する。)		

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
39	11	2	(7)	ア					モニタリング体制	市と運営権者間で紛争が生じた場合に紛争解決調査を行う三浦市公共下水道●●協議会について、この協議会立上げはいつ、どのようなメンバーで構成する事を想定されますか？また、別途市が定める三浦市公共下水道運営事業モニタリング基本計画について、ご教示をお願いします。	協議会及びモニタリングの詳細ともに、募集要項等の公表時に提示する予定である。		
40	11	2	(7)	ア					モニタリング体制	「三浦市公共下水道●●協議会」は貴市及び運営権者のどちらに対しても中立性を有する委員で構成されるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。		
41	12	2	(7)	ア	(ウ)				第三者によるモニタリングの費用	第三者によるモニタリングの費用は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。市が行うモニタリングを補強する目的で、市が別途委託するものを想定している。		
42	12	2	(7)	ア	(エ)				●●協議会の費用負担	●●協議会の費用負担について、今後お示されとの理解でよろしいでしょうか。	協議会の費用負担は、協議事項と考えている。		
43	12	2	(7)	イ					運営権者によるセルフモニタリングの実施	セルフモニタリングにおいて、一般的な包括委託で求められる進捗管理、評価、提案のほか、コンセッション方式であることなどを踏まえ、さらに行政における評価や管理の一部を運営権者が担うことを想定、もしくは何か希望されていますでしょうか。	(個別対話で回答する。)		
44	13	2	(8)	ク					電波障害の有無について	電波障害に係る対策とありますが、具体的な障害事例をお示しください。	現時点では、電波障害が生じる設備はない。将来的な導入可能性を考慮し、記載しているものである。		
45	13	2	(9)	ア					災害、事故等の緊急時の体制の構築	「…設備の部分的な機能停止に留まるよう、…」また、早期の設備復旧が可能な体制…」とありますが、この設備とは機械設備及び電気設備と理解してよろしいでしょうか。土木構造物、建築構造物の復旧は、市が実施する、という理解でよろしいでしょうか。	「設備」を「対象施設」とし、要求水準書(案)を修正する。また、費用負担については、リスク分担表を参照のこと。		
46	13	2	(9)	イ					災害、事故等の緊急時の対応	実施方針p23(1)不可抗力 ア の項で、「運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCPIに従い初期対応を行う。」と記載されていますが、要求水準書では、「市が作成したBCPIに従い対応すること。」となっております。この記載に矛盾はないでしょうか。	要求水準書(案)を修正する。なお、市が作成したBCPIに則り、要求水準書に基づき運営権者自らがBCPを作成し、対応することを求めるものである。		
47	13	2	(9)	イ					危機管理に対する要求	「災害、事故等の緊急時には市の業務継続計画(Business Continuity Plan、以下「BCP」という。)に従い対応すること。」とありますが、実施方針(案)P.22 第3. 1(1)不可抗力 ア には「運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP (Business Continuity Plan: 業務継続計画)に従い初期対応を行う。」とあります。改めて、貴市の基本的な考えをご教示下さい。	要求水準書(案)を修正する。なお、市が作成したBCPIに則り、要求水準書に基づき運営権者自らがBCPを作成し、対応することを求めるものである。		
48	13	2	(9)	イ					災害、事故等の緊急対応	「なお、災害、事故発生時には、適切な連絡体制を確保の上、適宜報告するとともに、災害終了時及び復旧後においては、貴市に報告書を提出すること。」とありますが、適宜報告は「営権者」が「市」に対してとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。		
49	13	2	(9)	オ					危機管理に対する要求	「災害・事故時において市が対応を想定していない危機事象への対応業務」とありますが、貴市が対応を想定していない危機事象であって、運営権者も想定し得ない危機事象についても、すべて運営権者の責任と費用負担で対応が必要との理解でよろしいでしょうか。	後日回答する。	ご指摘の想定していない危機事象への対応については、協議とする。「災害・事故時において市が対応を想定していない危機事象への対応業務」とは、「災害・事故時において運営権者が対応すると想定される危機事象への対応業務」であり、運営権者の責任と費用負担での対応が必要と考えている。	
50	14	2	(10)	※					※事業実施に…	「…実施要件の見直しを図ること。」とされていますが、実施要件とは、具体的にどのような内容のものを指すのでしょうか。	(10)ウに記載のとおり、本事業に係る業務を実施するに当たり、運営権者自らが必要と考える要件であり、委託をするに当たっては、当該企業の規模や財政状況であったり、担当となる技術者の資格や経験等が想定されるものである。		

No	頁	1	(1)	ア(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
51	14	2	(10)	ウ				ウ委託する場合は…	「市が別途定める要件」とありますが、具体的にはどのような内容のものでしょうか。	実施方針(案)p.17の第2(3)のことである。		
52	14	2	(10)	ウ				技術管理に関する要求	運営権者が定める実施要件については、貴市及び第三者によるモニタリングにより十分な対応であることが認められることとの記載がありますが、初年度委託先に関する実施要件については貴市に事前承認を頂くことでモニタリングによる承認の代替が可能との認識で宜しいでしょうか。	※書きに記載のある「市及び第三者によるモニタリングによる承認」については、重大な問題が生じた場合等に実施するものである。そのため、本事業初年度での事前承認は不要と考えている。		
53	14	2	(11)					地域連携に関する事項	P7下から3行目に、「環境対策及び地域貢献に関する計画」となっておりますが、地域貢献と地域連携は同義と理解してよろしいでしょうか。もし、同義ならば、用語を統一して頂ければ理解しやすいです。	「地域貢献」で記載を統一し、要求水準書(案)を修正する。		
54	15	2	(11)	イ(ウ)				苦情等への対応	「地域住民等から苦情、要望等が寄せられた場合には、公共サービスの提供者として適切に対応するとともに、速やかに市に報告すること。」とありますが、過去数年分の実績(苦情件数、内容、対応)をご教示下さい。	後日回答する。	過去3年間の苦情等の相談件数は、平成29年度～令和元年度の間で約20～30件である。主にマンホール蓋のガタツキによる騒音の苦情が多い。	
55	15	2	(13)					保険への加入に関して	官側の加入保険と民側の加入保険はその費用に大きな差異があるため(民側保険は高額になりやすい)、この点を踏まえた事業費算定をして頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	加入義務の保険は、実施契約書(案)にて提示する。原則として、保険の種類については、本事業を実施するに当たり、運営権者自らが実施方針及び実施契約書に定めるリスク分担を負担する上で必要と考える保険への加入を行うことを想定している。官側の加入保険と民側の加入保険の費用に差異があることは認識しており、別途、追加となる費用が見込まれる場合においては、当該リスク要因についての指摘をいただき見直しを図ることとする。		
56	16	3	(1)	ウ				計画の見直し	「別途貴市が示す事業計画」の開示予定時期についてご教示ください。	「5年ごとのストックマネジメント実施計画時には、市の示す健全性、リスク水準を確保した上で、ストックマネジメント計画を見直すことができる。なお、当該事業費については、別途、(a)市が示す中期構想に定める金額を超えないこと、(b)事業者選定時に運営権者から提案のあった事業総額(20か年)、及び(c)5年毎の事業総額の範囲で変更することができる。機械(中略)改築方針」旨、記載を修正する。		
57	16	3	(2)					下水道事業計画変更等に関する要求	3行目の「アクションプラン」とはどの計画を指していますか。	後日回答する。	三浦市汚水処理整備構想を指す。本文について、「三浦市汚水処理整備構想への反映案を作成すること」に修正する。	
58	16	3	(2)					計画変更等に関する要求	下水道事業計画のアクションプランについて策定していれば開示下さい。	閲覧資料に追加する。		
59	17	4						処理場・ポンプ場の性能に関する要求	流入水質基準の記載がありません。契約期間中の流入水量と水質のご教示をお願いします。実施方針案記載のリスク分担(48ページ)では水量変動リスク、水質変動リスクに流入水に対する記載があります。また契約期間中の汚泥量についても、ご教示をお願いします。	契約期間内の流入水量及び水質は推計していない。放流処理水量及び汚泥量については、別紙5の「年間処理水量及び発生汚泥量」を参考として示している。		
60	17	4	(1)					表4-1 放流水基準	窒素の要求水準の値を拝見すると、硝化抑制運転は不可能であると考えます。本基準では運転管理の裁量幅が狭いため、省エネによるコスト縮減は困難です。事業費の縮減を期待するのであれば、法定水準を満たす範囲で応募者の提案を受け付けたほうが有利であると考えますが、貴市が要求水準の値を定めるに至った考え方をご教示ください。	(個別対話で回答する。)		
61	17	4	(1)					表4-1 放流水基準	標準活性汚泥法の施設において、窒素とリンの基準を定められています。定めた理由についてご教示ください。	過去の実績値をもとに設定している。本市の下水道事業として連続性をもって実施していく必要があるため、基準を定めている。		
62	17	4	(1)					表4-1 放流水基準	放流水基準のうち要求水準の値は、日平均でしょうかそれとも月平均でしょうか。	基準値を示しているものである。		

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
63	17	4	(2)	イ					汚泥リサイクル	発生する汚泥は市が契約する受注者に引き渡すことが前提でしょうか。 また、2行目に「一定量を資源化処分する」とありますが、全量を受注者に引き渡す契約でしょうか。それとも契約ごとに引き渡す量を設定するのでしょうか。	発生汚泥の処分は、運営権者が契約する受注者に引き渡すことが前提となる。メンテナンス等を除いて、バイオマスセンターでの全量処分が基本となる。		
64	17	4	(2)	イ					汚泥リサイクル	発生汚泥の内、資源化処分への排出汚泥の要求水準を満たさず、別途産廃処理に出したケースはどれだけありますか(量)。その場合の排出先は、決まっていますか？決まっていない場合、運営権者の裁量で処分することは可能ですか？また、現在の排出汚泥の運送費用はどれだけですか？参考契約単価で教えてください。	後日回答する。	過去、要求水準を満たさず別途、産廃処理に出したケースはない。発生汚泥の処分は、バイオマスセンター等に引き渡すこととする。現在、バイオマスセンターへの運搬にかかる費用は、7,900円/ト(税抜き)である。	
65	17	4	(2)	イ					汚泥処分契約金額	表4-3に汚泥処理の過去実績として16,200円/トンの処理費が記載されています。一方、実施方針案記載のリスク分担(48ページ)では、汚泥処理リスクは市と運営権者で協議となっております。そもそも汚泥処理変動リスクは市が取ることになるのではないのでしょうか？ 17ページに記載の汚泥処分費は、持ち込み先は「三浦地域資源ユーズ㈱」でよろしいのでしょうか？過去の契約単価・量についても開示をお願いします。 また、収集運搬費についても、単価と日数、契約先について、過去分を含め開示をお願いします。 最後に、この汚泥運搬処分費についても、今回のコンセッション範囲内となりますか？	汚泥処理に関するリスク分担は、実施方針(案)p.48のとおりであるが、ご意見として承る。 なお、発生汚泥は、「三浦地域資源ユーズ株式会社」への持ち込みが基本となる。 また、汚泥運搬処分費についても、本事業の範囲となる。費用については、過去分を含め詳細情報の開示を検討する。		
66	18	4	(3)	ア					騒音規制基準	測定データの継続性を確保するため、既存の騒音測定点をご教示ください。	後日回答する。	現在、定期的な騒音測定は実施していない。今後、実施の必要が生じた場合、市と測定点について協議を行う。	
67	18	4	(3)	イ					悪臭基準	測定データの継続性を確保するため、既存の臭気採取箇所をご教示ください。	東部浄化センター及び金田中継センターの敷地境界各1箇所である。		
68	18	4	(4)						耐震基準の遵守	処理場・ポンプ場における既存施設・設備の耐震性能が確保されていない場合の取り扱いについて、具体的に教えてください。Ex)設備更新時の既存施設の耐震化は市で行う、等。(管路も同じ)	新耐震基準の施設のため耐震診断及び対策は不要と考える。		水処理棟第2系列及びコンセッション事業開始前に更新工事を行った設備のみ耐震性能を満たしている。設備の耐震化に関する費用については、改築更新と同様に扱う。
69	18	4	(4)						耐震基準の遵守	本事業の対象である処理場・ポンプ場の土木・建築構造物および各設備は、現状で耐震性能を確保していると考えてよろしいでしょうか。	水処理棟第2系列のみ耐震性能を満たしている。		水処理棟第2系列のみ耐震性能を満たしている。土木・建築の耐震化に関する費用については、改築更新と同様に扱う。
70	19	5	(1)						管路施設における性能	増設する管路施設は要求水準書P.22に記載のあるように耐震性能を確保することと理解していますが、既設管路施設で耐震性能が不足している管路の耐震化は本事業に含まれていないと理解してよろしいでしょうか。また、既存下水道管路施設の耐震診断結果を提示していただけますでしょうか。(処理場等の施設も同じ)	管路施設の耐震診断は行っていない(処理場等の施設も同様であるが、現在耐震診断中の施設あり)。		
71	20	6	(1)	ア	(イ)	c	(d)		改築計画のデータ更新・運営、改築工事の監督業務	「運営」の定義をご教示ください。	誤記のため「運営」について削除する。		
72	20	6	(1)		(イ)	a			改築計画策定	改築計画は既に市が策定済みと理解しております。運営権者に、どんな改築計画を策定することを要求しているのでしょうか。	第2期以降の改築計画については、運営権者の見直しが可能となっている。この見直しを反映した改築計画策定を想定している。		
73	20	6	(1)		(イ)	f			市検査の対応	「市検査等の対応」とはどのような検査でどのような対応を求めているのでしょうか。 また、この「等」は他に何が含まれているのでしょうか。	セルフモニタリング結果とともに完成図書に当たるものを提出し、これに対し行われる行政モニタリングがこれに当たる。		
74	21	6	(1)	ア	(ウ)	c			監督業務	「監督業務に関しては、運営権者と雇用関係にあり、・・・」とありますが、運営権者と雇用関係にありとはどのような身分、待遇を意図しているのでしょうか。監督業務を行うものは、SPC職員でなければならない、ということでしょうか。工事が多くなれば、多数の監督員が必要になるものと考えます。委託等で対応できるようにしていただければと考えます。	要求水準書(案)を以下のとおり修正する。 ○監督業務 監督業務に関しては、運営権者から業務を受託した企業と直接雇用関係にあり、下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員とし配置すること。		

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
75	21	6	(1)	ア	(ウ)	c			監督業務	「監督業務に関しては、運営権者と雇用関係にあり」とありますが、業務委託では不可という理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)を以下のとおり修正する。 c 監督業務 監督業務に関しては、運営権者から業務を受託した企業と直接雇用関係にあり、下水道施行令第15条の資格を有する者を監督員とし配置すること。		
76	22	6	(1)	ア	(ウ)				対象設備に関する特記事項	「対象施設の性質を考慮し、必要に応じ腐食及び摩耗に耐え得る堅牢性を確保」とありますが、本書1ページには「運営権者の自由な提案・創意工夫を活かすための仕様の表現を極力避ける」ともあります。 本書55ページ10(1)イに「事業期間終了後1年以内は改築及び大規模修繕を要することない状態」との事ですので、22ページ記載の内容は、将来もめる可能性があるかと考えますが、いかがでしょうか？	p.22ページの記載内容は改築に関する特記事項であり、p.55は、本事業期間内での改築等の有無にかかわらず、対象施設が最低限満たすべき要求事項である。そのため、これらは矛盾しないものと考えている。		
77	23	6	(2)		(イ)				改築計画の実施フロー	改築計画については、第2期以降は運営権者の見直しが可能となっておりますが、期間の区分(市の計画では、第2期はR6～R10)は変えないということでしょうか。	第2期はR7～R11であり、以降の期間も含めて修正する。 また、運営権者からの提案により、その必要性及び妥当性が認められる場合は、区分変更について検討する。		
78	24	6	(3)	ア					工事計画書の作成市への提出	運営権者は5年間の工事計画書を作成することとなっておりますが、最初の5年間とは、R5～R9の5年間でしょうか。その場合、市の改築計画書とは、R1～R5、R6～R10と1年間のずれが生じますが、そのままよろしいでしょうか。	第1期はR2～R6であり、以降の期間も含めて修正する。 また、運営権者からの提案により、その必要性及び妥当性が認められる場合は、区分変更について検討する。		
79	24	6	(3)	ア					工事計画書の作成市への提出	単年度ごとの工事計画書は作成する必要はないのでしょうか。	p.22の工事計画書は、各年度において策定する。		
80	24	6	(3)	イ	(ア)				設計に関する事項	「運営権者は、本要求水準書、改築計画書及び工事計画書を基に、…」とありますが、ここでいう改築計画書は、市が策定した第1期～第6期の改築計画書(第2期以降は運営権者が見直すこともある)を指すのでしょうか。	お見込みのとおり。		
81	24	6	(3)	イ	(イ)				設計に関する許認可等	関係機関への申請、報告書の作成は市が作成する事でよろしいでしょうか。	申請、報告にあたり、必要となる基礎資料は運営権者が作成及びとりまとめを行う。市はこれに対し、必要な情報が備わっていること及び体裁が担保されていることを確認し、申請書として提出するもの。このため、申請に当たっての実質的な書類作成の事実行為は、運営権者側となり、市はこれをもとに申請及び報告等の鑑文を作成し提出する。		
82	25	6	(3)	イ	(イ)	(d)			関係法令の順守	「施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること」の対策とは具体的にどのような事でしょうか。	労働安全衛生法等関連法令に基づく措置がなされていることである。		
83	25	6	(3)	ウ					積算に関する事項	積算を行い設計書ベースで作成・提出タイミングは、いつをお考えでしょうか？	予算要求時点での作成及び提出を想定している。		
84	25	6	(3)	エ		(d)			見積書	見積書は何社以上必要でしょうか。また、見積り業者を選定する際の基準はありますか。	積算基準に従い、3社以上から見積り徴取することを原則とする。		
85	26	6	(3)	オ					製作図の提出	製作図の定義をご教示ください。(単品機器図の事でよろしいでしょうか？)	後日回答する。	製作図とは、「エ 設計に関する図書の市への提出(設計完了後)と承諾」において提出する機器製作図を指す。機器の一部(“単品”)か、機器の全体とするかは、設計及び工事による。	
86	27	6	(3)	オ	(ア)	g	(a)		緊急時の体制及び対応	「東海地震注意情報が気象庁から出された場合」とありますが、気象庁のウェブサイトには、「気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません」とあります。「南海トラフ地震に関連する情報」と置き換えて宜しいでしょうか。(https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/ntrq/tokai_info_history.html)	お見込みのとおり。要求水準書(案)を修正する。		

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
87	28	6	(3)	オ	(ア)	h			施設情報の更新	「工事情報、設備情報等の内容に関して、市が所有する施設情報をもとに新たな情報を適宜追加し管理するとともに、市の要請に基づき更新情報を適用したものを提出すること。」あります。これに対し、貴市が所有する施設情報とは設備台帳のようなものと推察しますが、これの仕様についてご教示ください。	現在、施設情報システムとしては、処理場・ポンプ場については施設台帳、管路施設については管路施設台帳・管きょ調査(いずれもExcelファイル形式)を管理しているため運営権者は、これらを踏襲し管理することを想定している。なお、運営権者が別途用意することは妨げない。		
88	28	6	(3)	オ	(イ)	b			性能試験	市の試験立会に関して、遠方での立会に関する費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。		
89	29	6	(4)	ア					単価の適正	事業費算出根拠の単価が見積である場合、適正であることを示す根拠とはどのようなものでしょうか。	積算基準に従い、3社以上から見積り徴取することを原則とする。		
90	29	6	(4)	ウ	(ア)				対象設備の耐用年数	p23イ対象設備の耐用年数と重複しているように思いますが、記載の必要はありますでしょうか。	要求水準書(案)を修正する。		
91	29	6	(4)						その他	国の交付金について、万が一内示落ち等で改築更新が進まなかった場合、更新計画の改定が必要となりますが、この改定に関する負担および予定通りの更新ができないことによる生じるリスクは、市と運営権者のどちらの負担となるでしょうか。	(個別対話で回答する。)		
92	30	7	(1)	ア	(イ)	a			運転管理業務	「監視、運転操作、制御及び日常点検」とありますが、何を監視及び何を制御するのでしょうか。日常点検が含まれていることから、施設の管理(施設の監視・制御)を意図しているのでしょうか。	処理場・ポンプ場の維持管理を適切に行うにあたり、基本的事項として、「監視、運転操作、制御及び日常点検」を示したものを。当該施設を適切に管理するにあたり、必要な具体的事項が何であるかは、運営権者の提案に求めるものである。		
93	30	7	(1)	ア	(イ)	a			運転管理業務	「水質・水量等の監視及び制御」と「水質検査及び水質管理」は具体的にどう異なるのでしょうか。「水質・水量の管理」とすれば、ほぼ同様の内容で両者が含まれるのではないのでしょうか。	「水質・水量等の監視及び制御」は、水質コントロールに係る業務であり、「水質検査及び水質管理」は下水道法に定められる検査を指しており、別業務となることを想定している。		
94	30	7	(1)	ア	(イ)	a			運転管理業務	河川、海岸管理者との調整について、具体的な業務の内容をご教示ください。	個別具体例として、船舶の漂着等に伴う調整を想定している。		
95	30	7	(1)	ア	(イ)				業務内容	P1の用語の定義に記述されている「調査、清掃等」に関する記載がありませんが、それによろしいのでしょうか。	「調査、清掃等」については、維持管理する上で、附帯的に行われるべき事項である。このため、「調査」については、p33「(イ) 保全管理 b 調査(改築時期及び範囲を特定する情報の収集)」に、「清掃」については、「(エ) その他 e 安全衛生管理(作業環境の保全等)」に含まれる事項である。		
96	31	7	(1)	ア	(ウ)	b			本実施期間中	運営権者が健全度評価結果を整理・保存する情報システムについて、50頁の「8-(6)7 施設情報管理に関する事項」で示されている「貴市が用意する施設情報システム」のものを示しており、運営権者で用意する必要はないとの認識で宜しいでしょうか。	後日回答する。	お見込みのとおり。 閲覧資料の「平成29年度三浦市公共下水道事業コンセッション推進に向けた施設情報整備調査」の資料編の1から4にある「ストック台帳」、「点検票」(Excel形式等)の仕様を踏襲、更新することを想定している。	
97	32	7	(1)	ア	(イ)	a			維持管理体制について	常時監視と示されていますが、これは人的又は機械的含め事業者による提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。		
98	32	7	(1)	ア	(イ)	a			維持管理体制の構築	「必要な人員や協力会社を確保すること。」とありますが、維持管理業務は必要に応じて「再委託」可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。		
99	32	7	(1)	ア	(イ)	a			監視対象の明確化について	維持管理体制の構築について「ポンプ場、流量計等については常時遠隔監視制御及び巡回監視を行うこと。」とありますが、監視対象の具体的な流量計をご教示ください。	「ポンプ場については、常時遠隔監視制御及び巡回監視を行うこと。」と記載を修正する。		
100	32	7	(1)	ア	(イ)	b			従事者の資格について	事業期間における更新設備によっては従事すべきものの資格は変わる可能性があります。本項で示された資格は、事例を示しているだけであるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。記載の主旨は、法令の定めにより有資格者が従事することであり、資格要件の列記は削除する。		

No	頁	1	(1)	ア(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
101	32	7	(1)	ア	(エ)	b		従事者の資格について	本施設は、高圧受電施設であると理解しています。電気主任技術者(1種又は第2種)を資格として求めている理由をお示しく下さい。	お見込みのとおり。記載の主旨は、法令の定めにより有資格者が従事することであり、資格要件の列記は削除する。		
102	32	7	(1)	ア	(エ)	b		従事者の資格について	本施設は、防火管理者を配置すべき施設でしょうか。	お見込みのとおり。		
103	32	7	(1)	ア	(エ)	b		従事者の資格について	本施設では床上操作式クレーンが無いようにお見受けしますが、資格者が必要でしょうか。	当該記載を削除する。		
104	32	7	(1)	イ	(ア)	a		水質に関する放流基準について	本施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則による基準を順守すべき施設でしょうか。	後日回答する。	現時点では、処理区域内において同法等の特定施設は存在しないが、将来の進出があった場合には市と対応を協議する。	
105	32	7	(1)	イ	(ア)	a		水質に関する放流基準について	浄化センターの塩素混和地出口と処理場出口の2か所について、放流水基準に準じ、放流水質の法定基準及び県基準に示す基準を遵守することを求めています。なぜ2か所であるのかお示しく下さい。	「塩素混和池出口の1か所について」と記載を修正する。		
106	32	7	(1)	イ	(ア)	a		水質に関する放流基準について	放流水基準に準じ、放流水質の法定基準及び県基準に示す基準を順守することを求めています。県基準を遵守するとはどういうことでしょうか。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例を指す。		
107	32	7	(1)	イ	(ア)	a		水質に関する放流基準について	遵守すべき基準に「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」が含まれています。本施設において焼却施設を有していませんが、遵守すべき規制に該当するのでしょうか。ご教示ください。	当該記載を削除する。		
108	32	7	(1)	イ	(ア)			放流水質基準	「東部浄化センターにおいて、処理可能な放流水質～」がありますが、これは放流水質遵守との理解でよろしいでしょうか。	「東部浄化センターにおける放流水質」と記載を修正する。		
109	33	7	(1)	ウ	(イ)			保安全管理	保安全管理の区分は、実施方針p37別紙1の区分にありません。P33以降は、この区分で表現するということでしょうか。	実施方針p.37の別紙1は、PFI法との関係性の明確化を意図し作成したもの。本記載の維持管理は、広く保安全管理を含んでいる。		
110	33	7	(1)	ウ	(ウ)			業務範囲	「修景護岸部分の見回り・点検」について、業務の詳細をご教示ください。	修景護岸は、東部浄化センター用地を保護する目的で設置された消波護岸であるため、荒天時等の破損がないことを見回り、点検することである。		
111	34	7	(1)	エ	(ア)			実施体制について	浄化センターでは24時間常時監視体制の構築を求めています。これは人的又は機械的問わず応募者の提案によるもの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。		
112	34	7	(2)	ウ				異常発生時の原因特定と速やかな改善	異常発生時の速やかな対応・改善の改善にかかる費用は本事業に含まれますか。	異常発生により異なり、実施方針(案)のリスク分担に応じて対応する。		
113	34	7	(2)	ウ				周辺環境の保全に関する基準	3ボツ目の「総合地震対策計画」は、国土交通省が下水道の地震対策を推進している「下水道総合地震対策計画」の理解で宜しいでしょうか。	三浦市は、下水道総合地震対策計画を策定しておらず、当該記載箇所は修正する。		
114	36	7	(4)					表7-1 維持管理報告書について	本表にお示しされた報告書について、現在実施されている維持管理業務に関する報告書と大きく異なっているようです。報告書の内容についてどのようにお考えなのかご教示ください。個別対話を希望します。	(個別対話で回答する。)		
115	38	7	(5)	イ	(オ)			悪質排水の流入の対応	「ただし、悪質排水の流入等の結果、要求水準「4(1)放流水質基準と水処理方式の遵守」を満たさなくとも運営権者は責を負わないものとする。」 「運営権者は、放流水質が正常値になるまで、改善措置を実施し、～」とありますが、悪質排水の流入等の結果、運営権者に生じた費用負担については、貴市が負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	後日回答する。	実施方針(案)の水質変動に関するリスク分担に準じるものとする。なお、各水質項目の「一定範囲」については別表に示す。	

No	頁	1	(1)	ア(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
116	39	7	(5)	ウ	(7)	a		汚泥管理目標	三浦地域資源ユーズへの搬出条件をご教示ください。	後日回答する。	汚泥処理契約は、運営権者と三浦地域資源ユーズとの間で締結されるものであり、その契約内容等に応じ、運営権者自らが搬出条件を定めることとなる。なお、過去の委託業務で求める条件は、下記のとおりである。 ・搬出する時間帯:午前4時から午前5時の間 ・汚泥の含水率:概ね74%程度	
117	40	7	(5)	エ	(7)			エネルギー管理について貴市が期待する内容について	本施設を長く管理してきた経路上、エネルギー削減の余地は少ないものと考えています。具体的に貴市として、本項の条件を定めるにあたり考えられた課題(エネルギー管理が不十分である)や対応手法についてご教示ください。	一般的なエネルギー管理及び環境保全対策、又は民間事業者の創意工夫をもって新たな手法・対策を求めるものである。		
118	41	7	(5)	オ	(7)	d		リスク対応計画の内容について	焼却設備等からの有害物質の排出とありますが、本事業ではどのような事象でしょうか。	「有害物質の排出」と記載を修正する。		
119	45	8						道路陥没	「市の管路延長では道路陥没が発生していないことから、～」とありますが、供用開始以降、陥没事故が発生していないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。		
120	45	8	(1)	ア	(1)	c	(c)	住民対応業務	管路施設維持管理業務において住民対応とは具体的にどのような業務になりますか。また実際に対応した事例があればご教示ください。	後日回答する。	過去3年間の苦情等の相談件数は、平成29年度～令和元年度の間で約20～30件である。主にマンホール蓋のガタツキによる騒音の苦情が多い。	
121	46	8	(3)	ア				実施箇所及び実施数量	「実施箇所及び実施数量(想定)」に示される各項目の実施対象箇所については、実施方針又は募集要項の公表時に具体的に示されるという認識で宜しいでしょうか。	「ア 実施箇所及び実施数量(想定)」の各項目については、閲覧資料に示す。 なお、「ウ)実施体制(2)維持管理基準の遵守について、下記を追加する。 ア 安全衛生管理に関する基準 ・安全衛生管理に十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に維持管理業務を遂行。 ・関係法令に基づき、作業環境測定を実施。		
122	46	8	(3)	ア				実施箇所及び実施数量	マンホールポンプを除き、どの様な根拠で設定したのかご教示ください。	(個別対話で回答する。)		
123	46	8	(3)	ア				実施箇所及び実施数量(想定)	実施箇所及び実施数量(想定)の根拠を開示いただけませんかでしょうか。	「ア 実施箇所及び実施数量(想定)」の根拠については、閲覧資料に示す。		
124	48	8	(3)	ケ				詳細調査	φ800mm以上の管路は、通常先行目視調査によって行いますが、調査方法は、TVカメラによるものに指定されていることでよろしいでしょうか。	後日回答する。	管口目視であるため、記載内容について見直しを図る。	
125	48	8	(3)	ケ				詳細調査	「腐食環境下での点検により異常を確認した場合には調査を実施する。」とありますが、その実施数量が約3kmと想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	後日回答する。	P.46の表及びP.48の記載の見直しを図る。	
126	48	8	(3)	コ				取付管調査	取付管は、φ100～150mmと小口径のため、先行目視は不可能です。 TVカメラによる目視でよろしいでしょうか	後日回答する。	取付管カメラである。	
127	48	8	(3)	コ				取付管調査	「また、取付管同様に、本管調査時に目視調査により内部確認を行う。」とありますが、何を取付管の同様対象として目視調査を行うのかご教示願います。	「また、取付管同様に、本管調査時に目視により内部の確認を行う。」については削除する。		
128	48	8	(3)	サ				マンホールポンプ点検	毎年行われているマンホールポンプの点検項目を教えてください。	後日回答する。	現在の点検項目は、閲覧資料「平成29年度三浦市公共下水道事業コンセッション推進に向けた施設情報整備調査業務委託資料編 1/4 ストックマネジメント実施方針(ポンプ場・終末処理場)」の資料8-61～資料8-64を参照のこと。	
129	49	8	(3)	シ				異常時の措置	「～直ちに委託者に報告し～」とありますが、委託者とは貴市との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。要求水準書(案)を修正する。		

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
130	49	8	(3)	ス					作業記録写真	「～各種報告書に添付して委託者に提出する。」とありますが、貴市を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。要求水準書(案)を修正する。		
131	49	8	(4)		(7)				計画的維持管理業務(清掃)の実施	実施箇所の約45kmについて、実施方針又は募集要項の公表時に具体的に示されるという認識で宜しいでしょうか。	閲覧資料に追加する。		
132	49	8	(4)		(7)				実施箇所及び数量	清掃のカメラ付きノズルは指定方法でしょうか。	要求水準書(案)を修正する。		
133	49	8	(4)		(7)				清掃の実施箇所及び実施数量	管路維持管理業務(清掃)について「清掃は、詳細調査と同時に行うこととする。」とあり、実施数量は45kmと記載があります。一方、P.46の「実施箇所及び実施数量(想定)」表の詳細調査(テレビカメラ調査)は約3kmとなっています。実施数量:約45kmの根拠をご教示願います。	後日回答する。	P.46の表及びP.48の記載の見直しを図る。	
134	50	8	(5)	イ						要求水準書の内容が処理場・ポンプ場の設備に関する記述となっており、管路施設の内容ではありません。	要求水準書(案)を修正する。		
135	50	8	(5)		(7)				予防保全的修繕	要求水準書の内容が処理場・ポンプ場の設備に関する記述となっており、管路施設の内容ではありません。	要求水準書(案)を修正する。		
136	50	8	(5)		(7)				修繕計画	要求水準書の内容が処理場・ポンプ場の設備に関する記述となっており、管路施設の内容ではありません。	要求水準書(案)を修正する。		
137	50	8	(6)	ア					その他	市が用意する施設情報システムとはどのようなシステムをご教示ください。	(個別対話で回答する。)		
138	50	8	(6)	ア					その他	要求水準書の内容が処理場・ポンプ場の設備に関する記述となっており、管路施設の内容ではありません。	要求水準書(案)を修正する。		
139	50	8	(6)	イ					その他	要求水準書の内容が処理場・ポンプ場の設備に関する記述となっており、管路施設の内容ではありません。	要求水準書(案)を修正する。		
140	50		(5)						修繕に関する事項	当該記述は、「管路の維持管理に係る企画、調整、実施に関する要求」との理解でよろしいでしょうか。(本項目は「8 管路施設の維持管理に係る企画、調整、実施に関する要求」ではありませんが、「設備の定期修繕」「故障事例」「外構」等々の処理場・ポンプ場を想定させる記述があります。)なお、本質問は同項(6)の「その他」についてもかかる事項であります。	お見込みのとおりのため、要求水準書(案)を修正する。		
141	52	8	(6)	オ					公衆災害防止	局地的な大雨時のタイムライン防災等のマニュアルはございますか?公開することは可能ですか?	(個別対話で回答する。)		
142	52	8	(6)	オ					同上	東部浄化センターにおいて、大雨時の流入量超過による緊急放流等の事例はありますか?その際の、手順等のマニュアルは公開可能ですか?	(個別対話で回答する。)		
143	52	8	(7)	オ					局地的な大雨による安全管理	当事業の対象管路は、污水管ですが、当該文章では雨天時に雨による増水があると読み取れます。その位置は特定できているのでしょうか。	当該記載は、一般論として記載しているものであり、特定の雨水流入箇所は想定していない。		
144	54	9	(1)	ア					管路施設の増築に関する～	20年間の全体実施数量は未定である、との記載がありますが、正式な要求水準書では公表されると予定でしょうか。また、公表がない場合、管路施設の増築にあたっては今後(事業開始以降も含む)、貴市と運営権者による協議とさせていただきますでしょうか。	要求水準書(案)への追加を検討する。		

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
145	54	9	(1)	ア					管路施設の増築に関する要求	「要望を受け実施することとなるため20年間の全体実施数量は未定である」とありますが、過去10年の要望状況を教示願います。	要求水準書(案)への追加を検討する。		
146	54	9	(1)	ア					管路施設の増築	管路施設の増築に関しては、「貴市は利用者から要望を受けて実施の有無を判断し、運営権者は貴市の指示に従い設計を含め増築を実施し、貴市から対価を受ける」という理解で宜しいでしょうか。	市は要望に基づき、管路施設の増築の実施可否を判断の上、運営権者に対して設計、増築を実施させ対価を支払う。		
147	55	10	(1)	カ					契約終了後の措置	「運営権者の定める合理的な維持管理計画」とは、「処理場・ポンプ場の最終事業年度の年間維持管理作業計画書」のことを示しているという認識で宜しいでしょうか。(運営権者は事業期間終了後の維持管理計画を策定しないため)	当該記載は、市が合理的な維持管理計画を実施しているかどうか論点であることから、「運営権者の定める」を削除する。		
148	58								別紙1 計画人口や普及率等について	計画人口や普及率を増加させ達成させるための貴市の計画について、ご教示ください。	行政人口に係る計画としては、平成29年3月に公表した三浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略である。三浦市全体の污水排水処理については、平成30年6月に公表した西部処理区・南部処理区排水処理方針である。		
149	68								別紙3	処分制限期間は、標準的耐用年数から現在までの使用年数を引いたものと理解してよいですか？	後日回答する。	別紙3に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第14条の規定に基づく処分制限期間の表を追加する。	
150	74								別紙4 改築計画の概要	「表B4-2年度別改築事業費の一覧」「表B4-3 5年分改築事業費の合算値」を開示願います。	要求水準書(案)を修正する。		
151	78								別紙6 設計条件	「表B6-1 将来の東部浄化センター 各種データ」を開示願います。	後日回答する。	要求水準書(案)を修正する。	
152	78								別紙6 設計条件	設計条件に示される、「平成28年度～令和25年度の予測(東部浄化センター)」について、今後示されるご予定でしょうか。	後日回答する。	要求水準書(案)を修正する。	
153	88	別紙9							作業日報	設計業務においても作業日報及び週間業務予定表の提出は必要でしょうか。	月間業務報告書にて内容が網羅されることから削除を検討しており、要求水準書(案)を修正する。		
154	91								別紙11 業務実施体制	10頁「2(3)イ」には地元企業の活用にあたり、「三浦市内に本店を有するものを優先的に活用する」との記載があり、運営権者の選択余地の有無について本項の記述と齟齬があると思料します。どちらの記述が正しいかご教示ください。	削除を検討している。		
155	91								別紙11 業務実施体制	本別紙は、要求水準書の何項の関連資料でしょうか。	削除を検討している。		
156	96								別紙15 業務移行期間	事業終了後の引継ぎ実施計画及び実施内容は、96-97頁に記載の内容について、「運営権者」と「貴市又は貴市の指定する第三者」の役割を交代して実施されるという理解で宜しいでしょうか。	別紙15の内容について記載を修正し、関係箇所を整合を図る。		
157	99								別紙17 健全度調査要領及び評価基準	本別紙に示された業務は、交付金対象となり得るものと考えますが、事業費の建付※はどのようにお考えでしょうか。 ※費用は貴市負担で、実施は運営権者であるなど	実施方針p.5ア(イ)「各種計画支援に関する業務」のストックマネジメント計画の更新及び見直しに含まれる業務であり、p.6表1-1に記載のとおり費用は市が負担するものとし、運営権者が主たる事業の範囲として実施するものである。		
158	102								別紙17 健全度調査要領及び評価基準	4)項に過年度の県における水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の目標耐用年数は、標準耐用年数の1.5倍以上と明示されていますが、これは貴市のお考えとの理解でよろしいでしょうか。	本記載は、あくまで経過年数に基づく劣化予測の例示であり、時間計画保全資産の診断に当たっては、当該施設の使用環境や実際の劣化状況に応じ経過年数をもとに劣化予測を求めるものである。		

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	12月8日回答	12月28日回答	2月19日回答修正
159	104								別紙18 ストックマネジメント計画における点検・調査計画の方針	本別紙に示された内容は、交付金対象となり得るものと考えますが、事業費の建付※はどのようにお考えでしょうか。 ※費用は貴市負担で、実施は運営権者であるなど	実施方針p.5ア(イ)「各種計画支援に関する業務」のストックマネジメント計画の更新及び見直しに含まれる業務であり、p.6表1-1に記載のとおり費用は市が負担するものとし、運営権者が主たる事業の範囲として実施するものである。		
160	104	1	(2)		(イ)				調査	設置10年未満や標準耐用年数未満の資産で著しい劣化が確認できれば、以降調査対象資産の絞り込みから外すことが可能か？	後日回答する。	著しい劣化が確認された資産については、調査の対象となる。十分に短い期間内に改築更新が予定されている場合、合理的な判断を前提とし、調査は不要と考えられる。	
161	106	別紙17	(2)						① 点検について	現状行っている点検内容とはどのようなものですか。	閲覧資料のうち、「東部浄化センター等包括的管理業務委託報告書」を参照すること。		
162	106	別紙17	(2)						② 調査について	第1期修繕・改築計画で対象となる状態監視保全設備はすべて分解調査が必要ということでしょうか	設置場所や環境、調査費用等から総合的に判断して分解調査の実施を市と協議して決定する。		
163	106	別紙17	(2)						② 調査について	分解調査(メーカー委託)が必要な設備の設定は、すべての資産の状態監視保全設備から運営権者側が選定してよいとの事ですか。	お見込みのとおり。市と協議の上、実施を決定する。		
164	114								改築の実施時期と費用	別紙21は、コンセッション開始時期前後における市が発注する改築メニューと時期と概算金額を示したものと理解でよろしいでしょうか？	別紙21の2022年までは、市が実施する改築メニュー等を示したものである。2023年以降は、実施方針(案)p.6表1-1に記載の費用負担において、運営権者が主たる事業の範囲として実施するものである。		
165	-								その他	現在、仮設の第二放流口を使用しているようですが、高波などの影響により、度々埋没し処理水が放流渠に滞留してしまうように思われます。処理水を安定して放流するため、第一放流口を使用する事は可能でしょうか。	第一放流口は、事業過程で生じた協議の結果、使用を休止している。また、第二放流口は仮設ではない。		
166	-								その他	東部浄化センターにおいて上水施設の監視業務を行っているようですが、本事業においては対象外となっています。今後の業務形態等の想定をご教示ください。	現在、市は、包括的維持管理委託業者に対して、上水施設の“警報受信窓口業務”の監視業務を委託している。本事業においても同様の随意契約を別途、締結することを想定している。		